

# 令和4年度 遊休農地解消緊急対策事業



解消費用  
上限43,000円/10a  
※上限額を超えた分は申請者にご負担いただきます。

借りたい・貸したい農地が「簡易な整備により解消可能な遊休農地」の場合、農地バンクが解消をお手伝いします

農地所有者



農地  
借受

農地バンク  
(静岡県農業振興公社)

バンクが遊休農地を解消し、耕作者へ貸付け



農地  
貸付

耕作者

## <事業内容>

対象農地：農用地区域内の農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地

作業内容：草刈、除礫、伐根（農業生産を目的に新植・改植された樹木は除く）耕起・整地等

解消費用：農地バンクが43,000円/10aを上限に遊休農地を解消

※上記金額を超えた分は申請者にご負担いただきます。

（例）農地10aの草刈作業の場合

費用総額90,000円－43,000円/10a×10a＝申請者負担額 47,000円

事業要件：農地バンクに使用貸借で10年以上貸付けられた農地であること

農地バンクが借受け、解消した年度から翌年度までに貸付けが見込まれる農地であること等

申請者：耕作者、地権者等

## <手続きの流れ>

農地貸借  
手続き

貸付希望申込  
借受希望申込

集積計画等  
手続き

農地の貸借

本事業の  
手続き

（申請者）  
農地バンクへ  
事業申請

（バンク）  
事業要件  
解消費用  
の確認

（バンク）  
事業実施の  
決定

（バンク）  
解消作業  
を実施

（バンク）  
申請者へ  
費用請求  
※上限額を  
超えた場合

（耕作者）  
農地を  
引き渡し

～お問い合わせ～

公益社団法人静岡県農業振興公社（静岡県農地バンク）

電話：054－250－8989

FAX：054－250－8993

住所：〒420－0853

静岡市葵区追手町9番18号静岡中央ビル7階



公社ホームページ

R4年10月